

恒例火曜日の発行(休日に当たるときは曜日)
昭和四年(即ち)十一月五日(即ち)鳥取県公報(号外)第101号

鳥取県公報

目次

- ◇公安告示 銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律の施行に伴う届出書等の様式
- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部改正
- 職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部改正

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十六号

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第七十二号)の施行に伴い、届出書等の様式を次のように定める。

昭和三十七年十一月二日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

- 一 銃砲刀剣類等所持取締法(以下「法」という。)第八条第二項による許可証の返納届出書については 様式第一号
- 二 法第二十三条による発見届出書については 様式第二号
- 三 銃砲刀剣類等所持取締法施行規則(以下「規則」という。)第四条第三項第一号による同居の親族届出書については 様式第三号
- 四 規則第九条による許可証の亡失、盗難、滅失届出書については 様式第四号
- 五 規則第十九条による銃砲刀剣類等の受領書については 様式第五号

00645

昭和37年11月2日 金曜日 鳥取県公報(号外)第101号 (第3種郵便物認可)

様式第2号

銃砲刀剣類発見届出書

昭和 年 月 日

警察署長殿

届出人

住所
氏名

㊦

発見の日時	昭和 年 月 日	午前	午後	時
発見の場所				
物件の種類			数量	
発見の状況				
所持許可(登録)申請希望の有無				
備考				

- 備考 1 現品を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

00644

昭和37年11月2日 金曜日 鳥取県公報(号外)第101号 (第3種郵便物認可) 2

様式第1号

銃砲刀剣類所持許可証返納届出書

昭和 年 月 日

鳥取県公安委員会殿

届出人氏名

㊦

所持許可者	住所	
	職業	
所持許可者	氏名	
	生年月日	
許可証	届出人との続柄	
	種類	
	番号	
届出の事由	交付年月日	
	事由の生じた日	昭和 年 月 日
備考	返納する理由	

- 備考 1 本届出書には返納する許可証を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十一月三日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十九号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

物 産 値	身体障害者更生指導所	所 長	係 長	を
	身体障害者更生相談所	所 長	係 長	を
	〃	〃	〃	を
	〃	〃	〃	を

様式第5号

銃 砲 刀 剣 類 等 受 領 書					
提出年月日	昭和 年 月 日				
提出の場所					
提出者氏名					
受 領 物 件					
銃 砲	種 類	刀 剣 類	種 類	刀 剣 類 以 外 の 物	種 類
	型		及 渡 り		及 体 長
提出者と受領者との関係					
一時保管にかかる上記物件を正に受領しました。					
昭和 年 月 日					
警察署長殿					
受領者の住所 氏名					

- 備考 1 提出者と受領者との関係欄は、ともに同一人であれば本人と記載し、提出者と受領者が異なる場合は、提出者との続柄を記載すること。
- 2 提出物件1件につき1枚を提出すること。
- 3 受領物件欄中の該当欄以外の欄は斜線を引くこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

